

議案第 1 号

健康保険被保険者証等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

健康保険被保険者証等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 8 月 28 日 提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）が施行されることに伴い、健康保険被保険者証等が廃止されるため、関係する条例を整理するものである。

健康保険被保険者証等の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(富津市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 富津市国民健康保険条例（昭和46年富津市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

(富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正)

第2条 富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成19年富津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「被保険者証、組合員証等（第8条において「保険証」という。）及び」を「医療費等の助成を受けるときは、」に改める。

第8条第2号中「又は保険証の記載事項」を削る。

(富津市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 富津市子ども医療費の助成に関する条例（平成22年富津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「被保険者証及び」を「医療費の助成を受けるときは、」に改める。

第6条第1項中「被保険者証及び」を削る。

(富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部改正)

第4条 富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例（平成27年富津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「被保険者証等及び」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(富津市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規

定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。